解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年一月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二十四日

神奈川県横浜市神奈川区三ツ沢中町二一番三一号　特定非営利活動法人マザーアース

清算人　和氣　幸爾

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年一月二十九日開催の臨時社員総会の決議により平成二十三年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二十四日

岡山市北区小山三七番地一ドミール一〇六号　特定非営利活動法人ピースファミリーどんぐり

清算人　平松　陽子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二十四日

熊本市帯山三丁目二九番一五号　医療法人社団貴洋会坂口歯科クリニック

清算人　坂口　倫章

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年七月二十三日開催の責任役員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年二月二十四日

長野県須坂市新田町二七二八番地　宗教法人阿弥陀庵

清算人　應永　孝瑞

配当公告

北海道斜里郡清里町水元町一七番地　破産者　株式会社辻組

右の者に対する釧路地方裁判所網走支部平成十九年（フ）第三二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額　金五〇八、六九七、〇五八円

一、配当をすることができる金額　金三八、二三九、一四八円

平成二十三年二月二十四日

北海道網走市台町三丁目八番五号　破産管財人　河邊　雅浩

配当公告

東京都中央区銀座二丁目六番一号　破産者　中央宣興株式会社

右の者に対する東京地方裁判所平成二十二年（フ）第一六八八号破産事件の中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の種類および総額　優先的破産債権　金九四、五九八、五七八円

一、配当することのできる金額　金九四、五九八、五七八円

平成二十三年二月二十四日

東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラストタワー三一階成和明哲法律事務所　破産者中央宣興株式会社　破産管財人　辺見　紀男

配当公告

愛知県名古屋市南区寺部通三丁目七番地の一　破産者　株式会社日本調温

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十一年（フ）第三二四二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額　金三九六、九七五、六〇六円

（内優先債権額　金三、三六八、二八五円）

一、配当することのできる金額　金一七、八三一、〇六九円

（内優先債権額　金三、三六八、二八五円）

平成二十三年二月二十四日

名古屋市中区丸の内二丁目二〇番二号オアシス丸の内ＮＯＲＴＨ八階　破産管財人　弁護士　大槻　隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県むつ市田名部町二四一番地、最後の住所青森県むつ市金谷一丁目一四番四七号　被相続人　亡　坂下　陽一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十四日

青森県むつ市金谷二丁目一―二七　中央ビル二階　相続財産管理人　石田　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県下閉伊郡岩泉町門字水上五二番地一〇、最後の住所神奈川県横浜市南区庚台六一番地　被相続人　亡　馬場　一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十四日

岩手県盛岡市小鳥沢一丁目六番一一号　事務所　岩手県盛岡市本町通三丁目一八番八号小山田第一ビル四階　相続財産管理人　田口　輝夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県北茨城市関南町神岡下一〇四一番地、最後の住所茨城県北茨城市関南町神岡下一一五三番地の四　被相続人　亡　猪狩　政男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十四日

事務所茨城県日立市平和町一丁目一五番二号山忠ビル三階　相続財産管理人　弁護士　茂木　博男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市大利根町一丁目一三番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　髙木　英行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十四日

群馬県前橋市石倉町二―五―四　相続財産管理人　弁護士　渡那部　博

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県伊勢崎市境米岡、最後の住所群馬県渋川市四四一八番地恵の園　被相続人　亡　須田阿久利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十四日

群馬県前橋市昭和町三丁目一二番一一号　相続財産管理人　市場　和政

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父市日野田町二丁目八八番地三、最後の住所埼玉県秩父市日野田町二丁目二〇番四号　被相続人　亡　黒沼　弘昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十四日

埼玉県秩父市東町二一番一三号　相続財産管理人　司法書士　荻野　秀男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県越谷市東大沢五丁目二番地三、最後の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町高野台南三丁目一番地八グリーンステージ杉戸高野台壱番館一一〇　被相続人　亡　柿沼　隆

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年二月二十四日

事務所埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目一一番三五号吾山ビルⅡ四階菅沼法律事務所　相続財産管理人　弁護士　菅沼　博文